

## 『申第3号・N700系ブレーキライニングの異種取り付けに関する申し入れ』 に対する窓口回答

### これは新幹線車両の構造上の問題だ！ 本部・本社で議論するべきではないのか！

7月11日、『申第3号・N700系ブレーキライニングの異種取り付けに関する申し入れ』について会社窓口から回答がありました。

『申第3号』は、N700系のブレーキライニングの種類を誤って取り付けた事象について、安全上非常に大きな問題であると考え、事実経過の詳細を明らかにすると共に、再発防止策として車両構造の改善、当該社員への不利益な扱いを行わないことなどを議論するために労使協議の開催を求めているものです。

しかし、会社は『申第3号』について、「本社・本部の議論になじまないので業務委員会は開催しない」と回答しました。さらに今回の事象について「安全上の問題はない」とした見解を示したことは、これまでJ R 東海労が訴えてきたように、会社が労使協議を形骸化し、安全を軽視する姿勢がなんら変わっていないということです。

本部は、「新幹線の安全は全社的に関わる問題であり、特に今回の申し入れはブレーキに関係する問題である。新幹線車両の構造上の問題については本部・本社で議論するべきだ」として業務委員会の開催を強く求めましたが、会社は「地方で議論する」の一点張りに終始したため、その姿勢に抗議し対立を確認しました。

## 『N700系ブレーキライニングの異種取り付けに関する申し入れ』

5月20日、東京交番検査車両所において、交番検査中のN700系、X7編成ブレーキライニング取り替え作業中に、本来ならば「中央締結ブレーキディスク」用のブレーキライニングを取り付けるところ、誤って「内周締結ブレーキディスク」用のブレーキライニングを取り付けるという事象が発生した。

これまで会社は現場での教育等で「異種取り付けはできない構造になっている」と説明していたが、現実に取り付けられたということについて、J R 東海労は安全上、非常に大きな問題であると認識する。

従って、下記の通り申し入れるので早急に労使協議すること。

## 記

1. N700系、X 7 編成に異種のブレーキライニングが取り付けられた事象について、事実経過を明らかにすること。
2. 上記事象が発見された場所と、その修繕内容、交換部品を明らかにすること。
3. 『N700系1000番代新幹線電車検修指導書』には「N700系0番代内周締結用ライニングはFCB 42のライニング誤取付防止構造により取り付く事は無い」と記載されているが、今回の事象をうけてこの記載に対する会社の見解を明らかにすること。
4. X 7 編成に異種のブレーキライニングが取り付けられたまま、本線を営業運転した事実があるのか明らかにすること。本線を走行したとすれば、異種のブレーキライニングが取り付けられていたことによりブレーキ力不足等が発生し、安全上、非常に大きな問題であると考えるが、会社の見解を明らかにすること。
5. 今回の事象について東京、大阪の各車両所では、車両部検修課が5月29日に『注意喚起（H26－9）』を発行しているが、事象発生から9日も経過したのはなぜか明らかにすること。
6. 今後、同種の事故防止に向けた対策を明らかにすること。
7. 当該社員に対する、事象発生前後の教育内容等について明らかにすること。また、当該社員に対して転勤等の不利益な扱いを行わないこと。
8. ブレーキライニングやパンタグラフ舟体等の設計を変更し、作業者が種別や向き等を誤った場合であっても、絶対に取り付けることができない構造に変更すること。

以 上

### ＜申第3号に対する回答＞

『申第3号』については、本社・本部の議論になじまないので業務委員会は開催しない。

### ＜主な議論＞

組合：安全上非常に大きな問題と考えるので労使協議を開催するべきだ。

会社：安全上の問題はないと考える。これは会社の見解である。地方での議論でもこの見解は変わらない。

組合：新幹線の安全は全社的に関わる問題である。特に今回の申し入れはブレーキに関係する問題である。中央締結ブレーキディスクと内周締結ブレーキディスクではライニングの材質も異なっている。誤って取り付ければブレーキの効き具合も変わってくる。会社は「安全上の問題はない」としているが、非常に大きな問題である。

誤って取り付けられることがないような構造としているにもかかわらず取り付けられてしまったこと、また当該社員への会社対応からしても大きな問題である。地方で議論するのは当然であるが、本部・本社間でも議論するべきである。

会社：会社としてはまったく問題のない事象だと言うつもりはないが、必要な制動力は確保されていたことから、安全上の問題はないとしたものである。構造上の問題などは地方で議論することになる。

組合：車両の構造は全社的なものではないか。

会社：今回は地方で対応する。

組合：申し入れの各項目についての回答は行わないのか。

会社：地方で議論するのでこの場では回答しない。

組合：本部・本社間で労使協議を行わないことに抗議し対立を確認する。

以 上